

私たちが

新しい町議会議員

です。

4月24日に行われた葉山町議会議員選挙で、町議会議員14人が選ばれました。

また、正副議長は、5月17日の葉山町議会第1回臨時会で、議長に畑中由喜子氏、副議長に伊東圭介氏が選出されました。

広報はやま6月号



鈴木
道子
(62)

公明党(6回)
一色1021



長塚
かおる
(52)

無所属(1回)
一色1443



窪田
美樹
(45)

日本共産党(1回)
堀内1448-9



守屋
亘弘
(70)

無所属(3回)
長柄1642-229



田中
孝男
(73)

無所属(1回)
堀内1648-2



中村
文彦
(44)

自由民主党(1回)
堀内1473-3



荒井
直彦
(52)

無所属(1回)
長柄587



笠原
俊一
(59)

無所属(6回)
長柄483



土佐
洋子
(44)

みんなの党(2回)
堀内360



山梨
崇仁
(34)

無所属(2回)
堀内609-4



横山
すみ子
(69)

無所属(7回)
長柄1413-80



金崎
ひさ
(63)

無所属(4回)
上山口1878-9



伊東
圭介
(43)

無所属(4回)
木古庭512



畑中
由喜子
(65)

無所属(6回)
一色2178

葉山警察署からのお知らせ

☎876-0110

●違法駐車をなくそう

①違法駐車追放総合対策推進中

違法駐車は、渋滞や事故の原因となるばかりか、緊急車両通行の妨害となります。安全な交通環境を確保するためには、一人一人がルールを守り、駐車マナーを向上していただくことが必要です。そのため県警察では、6月中を違法駐車追放総合対策推進期間として、合同パトロールや指導・取締りを行っています。

②放置駐車違反に対する責任追及

放置駐車違反については、運転者責任又は、使用者責任により、責任追及を行っております。

問合せ ☎045-2121-1212

県警察本部交通部駐車対策課

●覚せい剤等薬物乱用の防止

薬物の乱用とは、医薬品を医療目的以外に使用することや、医療目的にない薬物を不正に使用することを指し、薬物の乱用は、精神と身体を深く致命的に破壊します。

警察では、薬物問題を治安の根幹に関わる重大な問題ととらえ、薬物の供給の遮断及び需要の根絶を目指し関係機関と連携して薬物乱用のない社会の実現に向けた対策を強力に推進しています。

●性犯罪捜査強化期間の実施

警察では、県民の皆さんの身近に発生する性犯罪の増加に歯止めをかけ、犯人を検挙するため、平成23年6月1日から30日までの間を「性犯罪捜査強化期間」とし、県警が一丸となり集中的な性犯罪の検挙活動をします。パトロール活動を強化する等、性犯罪の検挙活動に向けての捜査を推進します。

また、警察本部には被害に遭った人のために、女性警察官が同性の立場で相談を受ける「性犯罪被害110番」(☎045-681-0110)を設置しています。(平日8時30分～17時15分で、時間外は留守番電話となりますが、折り返し電話します。)

近代美術館 葉山からのお知らせ

☎ 875-2800 FAX 875-2968

●視覚の実験室

モホイ=ナジ/イン・モーション

期間 7月10日(日)まで

開館時間 9時30分～17時(入場は16時30分まで)

休館日 月曜日

20世紀美術に「新しい視覚(ニュー・ヴィジョン)」をもたらしたハンガリー出身の芸術家、モホイ=ナジ・ラースロー(1895-1946)の全貌を紹介する日本初の個展。国内初公開となる遺族所蔵のコレクションを中心に、国内外の美術館から集められた約300点の作品・資料を展示します。

[関連企画]

●ゲスト・ギャラリートーク

講師 前田富士男さん

(慶應義塾大学名誉教授)

6月26日(日)15時から

申込不要、無料(要観覧券)

●担当学芸員によるギャラリートーク

6月18日(土)15時から 申込不要、

無料(要観覧券)

東日本大震災で被災した人への水道料金の減免について

神奈川県営水道では、東日本大震災により住宅が被災し、居住することが困難になった人と原子力災害のため避難指示等が出されている人で神奈川県営水道の給水区域内に避難し、居住している人がいる世帯を対象とし、水道料金の減免をします。

1 減免の内容

水道料金のうち、基本料金(消費税相当額を含む)

2 減免の適用期間

入居日から原則6か月間以内

3 申請の手続き

管轄の水道営業所の窓口でお申し込みください。

4 申請に必要なもの

申請の際には、以下の書類を全てご用意ください。

ア り災証明書又は被災証明書(申請時に取得が困難な場合は、被災時の住所を証明するものを提出いただき、窓口で誓約書の記入をしていただきますのでご了承ください。)

※なお、り災証明書又は被災証明書は、原則、後日提出していただくこととなります。

イ 本人(被災者)であることを確認できる書類(健康保険証、運転免許証、年金手帳等)

ウ 水道を利用している住所に居住していることを証明する書類(賃貸契約書、住民票等)

エ 入居日を確認できる書類(賃貸契約書、住民票等)

※提出が困難な場合は、窓口で誓約書の記入をしていただきますのでご了承ください。

問合せ 鎌倉水道営業所

☎0467-22-6200